

# 道志会居宅介護支援事業所

## 介護予防訪問介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕運営規定

### （事業目的）

第1条 社会福祉法人道志会が開設する道志会居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防訪問介護を提供する事を目的とする。

### （運営の方針）

第2条 1 事業所の訪問介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 道志会居宅介護事業所
- 二 所在地 綾瀬市早川城山2-11-3（道志会老人ホーム1階）

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤兼務職員）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 サービス提供責任者 介護福祉士 3名（常勤兼務職員）  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定介護予防訪問介護の利用の申し込みに係わる調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画書の作成等を行う。
- 三 訪問介護員等 9名（常勤兼務職員4名 非常勤兼務職員5名）  
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供にあたる。
- 四 事務職員 1名（常勤兼務職員）  
必要な事務を行う。

### （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜から金曜日までとする（祝日は営業とする）。ただし、12月29日から1月3日までは休みとする。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。（サービス提供時間も同じ）
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(介護予防訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に乗じた額とし、法定代理受領サービスでないときは、その全額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定介護予防訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一 通常の事業実施地域(6キロメートルまでは無料)を越えた地点から、片道1キロメートルあたり30円加算。

3 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受ける事とする。

(通常の事業の実施区域)

第7条 通常の事業の実施区域は、綾瀬市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、介護予防訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第9条 管理者は、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又

はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関しての留意事項)

第12条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - 二 階層別研修 随時
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持するべき旨を、従業者の雇用契約の内容とする。
  - 4 この規約に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人道志会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程は、平成12年11月1日から施行する。
- この規程は、平成13年5月1日から施行する。
- この規程は、平成13年11月1日から施行する。
- この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年12月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成31年2月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年7月1日から施行する。